

令和3年度

空き家有効活用奨励金

貸したい方へ

購入した方へ

小松市内の空き家を改修し、賃貸住宅または公立小松大学の学生向けに貸し出す場合、または自己の居住用に購入し改修する場合に改修費用の一部を助成します。

		賃貸物件	購入物件	共同住宅等
金額	改修費用の1/2を助成 ※門、柵及び塀工事等の外構工事費は対象外	(限度額) 40万円	(限度額) 40万円	(限度額) 100万円
	<市外居住加算> 購入した空き家に住む人が市外からの転入者の場合		10万円	
条件	① 改修前の建物は、小松市内に所在する建物で、以前使用されており、現に使用されていないものであること 改修後の建物が右記であること	戸建て住宅	戸建て住宅	共同住宅等 ※1
	② 小松市内空き家・空き室バンクの登録物件であること	○	○	
	③ 改修費用が20万円以上であること	○	○	○
	④ 改修後、賃貸住宅として10年以上扱うこと	○		
	⑤ 改修後10年間、公立小松大学の学生に貸し出すこと			○
	⑥ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと	○	○	
	⑦ 市税の滞納がないこと	○	○	○
	⑧ 対象の建物が過去に奨励金の交付を受けていないこと	○	○	○

※1 共同住宅等には長屋、シェアハウスを含みます。

令和3年度

空き家有効活用家賃補助金

借りたい方へ

小松市内空き家・空き室バンクの登録物件（賃貸物件の戸建て住宅のみ）を借りる場合に、家賃の一部を補助します。

		賃貸住宅
金額	家賃の1/2を補助 ※駐車場代、管理費は対象外です	<個人>(上限)5千円/月
		<法人>(上限)5千円/月
期間	3年間（支払いは、年1回の後払いになります）	
条件 個人	① 小松市内空き家・空き室バンクに登録されている住宅であること	○
	② 対象となる空き家に、3年以上居住する意志があること	○
	③ 補助金申請時に45歳以下であること	○
	④ 生活保護等の公的給付を受けていないこと	○
	⑤ 借りる人が空き家所有者の3親等以内ではないこと	○
	⑥ 市税の滞納がないこと	○
条件 法人	① 小松市内空き家・空き室バンクに登録されている住宅であること	○
	② 対象となる空き家を、3年以上申請者が使用する意志があること	○
	⑤ 法人に属する者が空き家所有者の3親等以内ではないこと	○
	⑥ 市税の滞納がないこと	○

<お問い合わせ先> 〒923-8650小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部建築住宅課
TEL : (0761)24-8104 FAX : (0761)23-6403 Eメール : housing@city.komatsu.lg.jp

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

小松市 空き家有効活用

検索